



下請取引の適正化に向けた取組について

平成23年6月
中小企業庁

1. 下請代金法の概要

下請代金支払遅延等防止法(下請代金法)は、親事業者による下請事業者に対する優越的地位の濫用行為を取り締まるため、昭和31年に制定された特別の法律。中小企業庁は、公正取引委員会と連携して同法に基づく調査等を実施。

1. 親事業者、下請事業者の定義



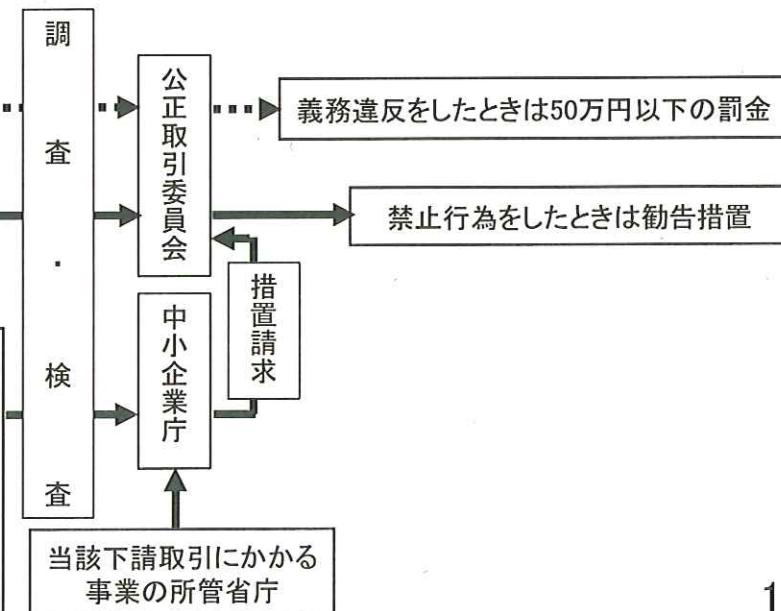
2. 親事業者の義務及び禁止行為、調査権、排除措置

(1) 義務

- ① 注文書の交付義務
- ② 書類作成・保存義務
- ③ 下請代金の支払期日を定める義務
(給付を受領した日から60日の期間内)
- ④ 遅延利息支払義務

(2) 禁止行為

- ① 受領拒否
- ② 下請代金の支払遅延
- ③ 下請代金の減額
- ④ 返品
- ⑤ 買いたたき
- ⑥ 物の購入強制・役務の利用強制
- ⑦ 報復措置
- ⑧ 有償支給原材料等の対価の早期決済
- ⑨ 割引困難な手形の交付
- ⑩ 不当な経済上の利益の提供要請
- ⑪ 不当なやり直し等



2. 下請代金法の執行強化 ① 書面調査、立入検査等の実施

① 書面調査

平成21年度は約23万社に対して実施した書面調査を、平成22年度は約25万社に対して実施。

② 立入検査等

的確な書面調査により、違反の可能性の高い事業者を抽出し、立入検査を実施。平成22年度は約1,200社に対して実施。

③ 警告文書発出・改善指導

書面調査及び立入検査の結果に基づき、11,770社に対して警告文書を発出、1,143社に対して改善指導を実施。

④ 措置請求

重大な下請代金支払遅延等防止法(以下、「下請代金法」)違反行為について、公正取引委員会へ措置請求を実施。平成22年度は4件。

● 書面調査件数等の推移

事項	年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
書面調査・申告		130,877	202,153	229,388	249,639
申告		29	57	67	51
警告文書発出		6,954	8,329	8,720	11,770
立入検査等		979	1,117	1,052	1,224
改善指導措置		903	1,004	977	1,143
うち措置請求		1	4	2	4

2. 下請代金法の執行強化 ② 措置請求

● 平成22年度下請代金法違反行為に関する措置請求

措置請求年月日	平成22年9月10日	平成22年11月12日
事業者名	A社	B社
違反の内容	繊維製品の製造委託に関し、下請事業者から「各店商品振り分け・発送経費負担分」と称して、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を差し引くことにより、支払うべき下請代金の額を減じていた。 (下請事業者115社に対し、総額1億3,618万円を減額)	ペット食品及びペット用品の製造委託に関し、下請事業者から、「販売協力金」等と称して、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を支払うべき下請代金の額から減じていた。 (下請事業者12社に対し、約3,137万円を減額)

措置請求年月日	平成22年12月10日	平成23年3月30日
事業者名	C社	D社
違反の内容	婦人服・婦人用品等の製造委託に関し、下請事業者から「歩引料」と称して、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を支払うべき下請代金の額を減じていた。 (下請事業者131社に対し、総額8,395万円を減額)	貨物運送又は倉庫における保管の委託に関し、下請事業者から、「手数料」と称して、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を負担するよう要請し、支払うべき下請代金の額から減じていた。 (下請事業者273社に対し、約4,358万円を減額)

2. 下請代金法の執行強化 ③ 特別事情聴取・特別調査の実施

1. 特別事情聴取

- 改善報告書を未提出の親事業者、改善指導を連續して受けた親事業者等の役員等に対して、中小企業庁又は経済産業局の幹部が、社内の法令遵守体制の状況、違反行為が繰り返し行われるに至った経緯、今後の具体的な改善方法等について事情聴取を実施し、指導を行った。(平成22年度:26件)

2. 特別調査

- 書面調査において「下請取引なし」と回答した親事業者435社に対し、追加的な調査を実施。この結果、43社から「下請取引あり」との回答があり、調査を継続。

3. 下請かけこみ寺

- 各都道府県の下請振興協会の協力を得て、本部及び全国47都道府県に「下請かけこみ寺」を設置し、中小企業の取引に係る各種相談に相談員や弁護士が無料で相談に応じるとともに、裁判外紛争解決手続(ADR)を実施。

1. 相談件数の推移

(単位:件)

	下請代金法関係	建設業関係	運送業関係 (下請代金法除く)	その他	合計
平成21年度	949	1,466	248	2,479	5,142
平成22年度	928	1,257	211	2,072	4,468

2. 無料弁護士相談

- 相談者の所在地に最も近い弁護士(全国に400名超の弁護士を登録)を紹介し、弁護士が専門的な問題に関して相談対応を行う。
 - 平成22年度の相談実績は、646件。
 - ・「代金回収」、「損害賠償」、「代金の減額」に関する相談が多い。

3. 裁判外紛争解決手続(ADR)

- 全国中小企業取引振興協会がADR認証機関となって、登録弁護士(約200名)によるADRを実施。
 - 平成22年度のADR実施件数は 26件。

4. 下請ガイドライン

1. 策定目的

- ・適正取引の推進によって我が国産業の競争力を維持・向上し、親事業者と下請事業者の“win-win”的な取引関係の構築を目指す。

2. 内容

- ・各業界の特性に応じたベストプラクティス事例(理想的な良い取引関係)を例示。
- ・また、下請法代金等で問題となりうる行為、望ましくない取引慣行について例示。

3. 業種

(1) 現在15の業種で下請ガイドラインを策定。

経産省所管業種（素形材、自動車、産業機械・航空機等、情報通信機器、繊維、情報サービス・ソフトウェア、広告、建材・住宅設備産業、鉄鋼、化学、紙・紙加工品、印刷）

国交省所管業種（建設業、トラック運送業）

総務省所管業種（放送コンテンツ）

(2) この他、生コンクリート産業、アニメ産業等で新規策定を検討。

4. 下請ガイドラインの普及啓発

- 全国中小企業団体中央会等と連携し、下請ガイドラインの説明会を業種毎に開催し、普及啓発を実施。
➤ 平成22年度の説明会開催回数は 243回(受講者数:6,365名)。

5. 普及啓発

1. 下請代金法講習会事業

- 違反行為の未然防止を目的に、主に親事業者の実務担当者を受講対象として講習会を実施。
 - 平成22年度の開催実績は、124回（受講者数：16,073名）。
 - 受講者のニーズに合わせ、一日コース、半日コースを設定。

2. トップセミナー事業

- 企業ぐるみの取組を促すため、企業の経営層向けに下請代金法トップセミナーを開催
 - 平成22年度の開催実績は、50回（受講者数：1,841名）

3. 下請取引適正化推進シンポジウム

- 下請代金法等に関する基調講演、相談事例からみた取引上の課題をテーマとした有識者等のパネルディスカッション等を実施。
 - 平成22年度は東京、大阪の2会場でシンポジウムを開催。その他、親事業者の取引適正化の取組事例を紹介する下請取引適正化セミナーを6会場で開催。